

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
組織会及び平成28年度第1回審査会会議録

1 **開催日時** 平成29年2月23日(木) 午前10時00分～午前11時05分

2 **開催場所** 青森県共同ビル2階会議室

3 **出席者**

(1) 委員

菊池 至、 小久保 温、 國方 明、 船木 清子

(2) 事務局

事務局長 嶋口 幸造、 総務課長 工藤 壽彦、 業務課長 野登 浩一、
総務課主査 葛西 孝徳、 業務課主査 服部 孝俊、 業務課主事 舘山 太一

4 **欠席者**

委員 太田 航平

5 **議 題**

(1) 会長選出について

(2) 会長職務代理者の指定について

(3) 報告事項について

(4) 後期高齢者医療制度関係事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の調査審
議

6 **概 要**

工藤総務課長 本日は、お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。本
日、司会を務めさせていただきます、総務課長の工藤でございます。よろしくお願いいたしま
す。

それでは、ただいまから青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会組織
会及び平成28年度第1回審査会を開催いたします。

開会に当たり、当広域連合事務局長より御挨拶申し上げます。

嶋口事務局長 情報公開・個人情報保護審査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げま
す。

委員の皆様には、時節柄大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうご
ざいます。

また、日ごろから当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会の運営に当たりまして、格別
の御理解と御指導を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、委員の皆様御承知のとおり「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律」いわゆる「番号法」でございますが、その番号法が施行されまして、特定個人
情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施しなければならないこと
とされております。また、全項目評価につきましても、第三者点検が義務づけられておりますこ
とから、平成27年7月に当審査会におきまして、後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情

報保護評価書、全項目評価でございますが、それについて御点検いただいたところであります。

本日は、本年7月からいよいよ情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が開始されることに伴いまして、当該システムを通じた特定個人情報ファイルの取得ですとか、情報照会、情報提供、そういうことが可能となりますことから、リスク対策等の見直しが必要となります。この見直しが特定個人情報保護評価指針に定められております、重要な変更該当することから、改めて評価書について第三者点検をお願いするものでございます。

この後、担当課長のほうから評価書の改訂案について御説明させていただきますが、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 次に、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

菊池至委員でございます。

菊池委員 よろしくお願いたします。

工藤総務課長 小久保温委員でございます。

小久保委員 よろしくお願いたします。

工藤総務課長 國方明委員でございます。

國方委員 よろしくお願いたします。

工藤総務課長 船木清子委員でございます。

船木委員 よろしくお願いたします。

工藤総務課長 なお、太田航平委員は、所用により本日、欠席されております。

続きまして、本日出席しております当広域連合の職員を紹介いたします。

業務課長の野登です。

野登業務課長 野登と申します。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 総務課主査の葛西です。

葛西主査 葛西です。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 業務課資格管理チームリーダーの服部です。

服部主査 服部です。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 業務課主事の館山です。

館山主事 館山です。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 以上でございます。

それでは、まず議題（1）の会長の選出に移らせていただきます。

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第4項の規定に基づき、会長は委員の互選により定めることとなっておりますので、どなたか御推薦いただけませんかでしょうか。

船木委員 菊池先生、お願いたします。

工藤総務課長 ただいま、菊池委員が推薦されましたが、ほかにございませんでしょうか。

工藤総務課長 会長に菊池委員が推薦されておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

工藤総務課長 御異議がないようですので、会長には菊池委員が選任されました。

それでは、菊池会長、会長席に御着席いただきたいと存じます。

工藤総務課長 会長から、御挨拶をお願いしたいと存じます。

菊池会長 ただいま、委員の推薦により会長を務めさせていただくことになりました。皆さんの御協力のもとに、本審査会の適正かつ活発な運営に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。

工藤総務課長 ありがとうございました。

審査会条例第2条第1項では、会長が議長になることと規定しておりますので、この後の進行につきましては、菊池会長にお願いしたいと思っております。よろしくお申し上げます。

菊池会長 会長職務代理者の指名についてですが、小久保委員にお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

〔「お願いします」の声あり〕

菊池会長 次に、報告事項について事務局のほうから報告をお願いします。

工藤総務課長 それでは、資料1をごらんいただきたいと思っております。

行政文書及び個人情報の開示状況について、御報告申し上げます。

当広域連合の情報公開・個人情報保護条例につきましては、広域連合発足直後の平成19年3月に施行されております。

開示の状況でございますが、行政文書の開示につきましては、平成21年度と平成23年度にそれぞれ1件、平成28年度は本日までで1件の合計3件となっております。

個人情報の開示につきましては、平成22年度が2件、平成23年度、平成24年度及び平成26年度がそれぞれ1件、平成27年度が7件、平成28年度は本日までで1件の合計13件となっております。

この13件は、すべて診療報酬明細書等の開示となっております。

なお、一部開示したものにつきましては、調剤の報酬明細書に保険医師名が含まれておりましたが、請求者から医師名の開示は不要であるとの申し出がありましたことから、医師名を伏せて開示したものであります。

また、これまで開示決定等についての不服の申し立てはありませんでした。

以上でございます。

菊池会長 今の報告について、質問とかないですか。

〔「なし」の声あり〕

菊池会長 なければ、次に移ります。後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書の調査審議に入ります。審議に入るに当たって、公開、非公開ですが、どちらにしましょうか。公開でもよいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

菊池会長 では、公開とします。それでは、審議に入りますので、事務局のほうから御説明をお願いします。

野登業務課長 それでは、私のほうから評価書について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の3を御用意ください。

まず始めに、今回の改訂案作成に当たりましては、厚生労働省から全国の後期高齢者医療広域連合向けの評価書改訂案のひな形が提供されておまして、平成27年7月に作成しました前回の評価書からの追加・変更箇所を踏まえまして、今回の改訂案を作成したものでございます。

改訂案の説明に入る前に、平成29年7月から開始される情報連携につきまして、大まかな内容を御説明したいと思います。

情報連携といいますのは、複数の機関の間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐づけして、相互に活用する仕組みとなっております。情報連携の目的は、マイナンバーを利用する行政事務について、行政機関の間で行う情報のやりとりを効率化し、窓口で提出する添付書類が省略・簡素化されるなど、国民の事務手続の負担を軽減し利便性を向上させることとされております。

資料3の9ページをごらんください。

こちらの図は、情報照会、それから情報の提供の流れを示した業務の全体図となっております。赤枠で囲っているところが情報連携に伴って、今回、追加されたものとなっております。

当広域連合におきまして、情報連携は図の左側に記載されている統合専用端末、これによって行うこととなります。この統合専用端末というのは、専用回線によって中間サーバーのみとつながっております。標準システムを含むほかのシステムとは分離されたものとなっております。特定個人情報ファイルのデータは、必ず中間サーバーを介して送受信が行われることとなります。具体的には、情報照会のデータ送信をする場合は、標準システムにおいて情報照会のファイルを作成して、暗号化機能付きのUSBメモリに一時保存いたします。そして、そのUSBメモリから統合専用端末にファイルを移して、中間サーバーへ送信するという流れとなっております。中間サーバーに送信されたファイルは、照会した内容に応じて情報提供ネットワークシステム、または地方公共団体情報システム機構に送信されます。その後、送信先から照会結果が返ってくるため、再び中間サーバーを介して取得することとなります。提供されるファイルを統合専用端末で受信した場合は、送信時と同様に暗号化機能付きUSBメモリに一時保存し、USBメモリから標準システムにデータを取り込むという流れとなっております。

以上が、簡単ですが情報連携の大まかな内容となっております。

それでは、改めまして、最初のページに戻っていただき、資料3に基づいて、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂案の主な追加・変更点について、簡単に御説明申し上げます。

評価書改訂案の3ページをごらんください。

左側「②事務の内容」、右側一番上「制度内容」につきまして、ページ中段に赤字で記載しました「また、」から始まる部分でございますが、「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会」に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれたことが追加されております。

続きまして、その下の「事務内容」につきましては、「1. 資格管理業務」、それから4ページに移りまして、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」となっておりますが、今回、これらの業務に付随する事務として、「4. 加入者情報作成」、「5. 副本作成」、「6. 情報照会」、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」が追加となっております。

6ページをお開きください。

5ページからの続きとなりますが、特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムの機能についてですが、「4. 加入者情報管理業務」では「(1) 加入者情報作成」、「(2) 加入者情報登録結果取込」、「5. 副本管理業務」では「(1) 資格情報作成」、「(2) 葬祭費情報作成」、「(3) 高額介護合算療養費情報作成」、「6. 情報照会業務」では「(1) 情報照会要求」、「(2) 情報照会結果取込」の機能がそれぞれ追加となっております。

7ページをごらんください。

新しいシステムといたしまして、医療保険者等全体、または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムとして、中間サーバーが追加されることとなります。システムの機能についてですが、「(1) 資格履歴管理事務に係る機能」、「(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能」、「(3) 本人確認事務に係る機能」となっております。この中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムと接続することとなっております。

続きまして、8ページをごらんください。

「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」の「②実現が期待されるメリット」について

ですが、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、被保険者が申請届出をする際に書類の添付が定められていたものが省略することができるというメリットが追加になっております。また、「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」については、平成 29 年 7 月から実施となりますので、その「②法令上の根拠」としまして、番号法及び高齢者の医療の確保に関する法律を記載しております。

9 ページをごらんください。

9 ページから 18 ページまでは、情報の流れを図として示したものでございます。

9 ページにつきましては、先ほどごらんいただいたものであります。また、10 ページから 14 ページまでは、説明を省略いたします。

15 ページをごらんください。

15 ページから 18 ページまでは、今回、新規で追加となった図になります。

15 ページは、広域連合において行う加入者情報作成の流れを示しております。

16 ページにつきましては、広域連合において行う副本作成の流れを示しております。

17 ページは、広域連合において行う情報照会の流れを示しております。

18 ページは、地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合の流れを示しております。

続きまして、20 ページをお開きください。

「3. 特定個人情報の入手・使用」の「①入手元」についてですが、情報連携開始に伴いまして、その他欄の「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 1 項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」がそれぞれ追加となっております。「②入手方法」でございますが、その他欄「住民基本台帳ネットワークシステム」が追加となっております。「③入手の時期・頻度」についてですが、下段に「地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手」及び「情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手」についてが追加となっております。

続いて 21 ページをごらんください。

「④入手に係る妥当性」についてですが、「1. 入手する根拠」の根拠法令が 2 点追加され、また、「4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性」及び「5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性」についての内容が追加となっております。一番下でございます、「⑤本人への明示」につきましては、国保連合会から資格履歴管理事務の委託を受けた国保中央会が個人番号を管理すること、また、情報照会・提供事務において支払基金が情報提供等記録を生成・管理すること及び支払基金への個人番号の提供が追加となっております。

続きまして、22 ページをお開きください。

「⑥使用目的」についてですが、必要な情報の検索・参照を行うこと、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、被保険者の申請情報と照合・確認に使用することが追加されております。「⑧使用方法」についてですが、「4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手」としまして、「⑥使用目的」で追加されたものと同様、情報の検索・参照を行うこと、申請情報との照合・確認に使用することが追加されております。

続いて、23 ページをごらんください。

「情報の突合」についてですが、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで取得した情報と被保険者の申請情報を突合することが追加されております。

24 ページをお開きください。

「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」につきまして、委託の有無の項目の件数が、

前回の2件から5件へと増加しております。

続いて、25ページをごらんください。

新規で追加となりました、「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」についてですが、委託内容としましては、「個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理」を行うものでございます。提供は専用線のみで行うこととしており、委託先については、青森県国民健康保険団体連合会に委託となります。

26ページをごらんください。

新規で追加されました、「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」についてでございますが、委託内容としましては、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供及び情報照会・情報提供に必要な機関別符号の取得及び管理を行うものでございます。提供は専用線のみで行うこととしており、委託先については、社会保険診療報酬支払基金となります。

27ページをごらんください。

同じく新規で追加されました、「中間サーバーにおける本人確認事務」についてでございますが、委託内容としましては、地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得を行うものでございます。提供は専用線のみで行うこととしており、委託先については、社会保険診療報酬支払基金となります。

29ページをお開きください。

「5. 特定個人情報の提供・移転」についてでございますが、今回、提供を行うものについて、22件が想定されており、その提供先については評価書56ページでございます。提供先一覧のとおりとなっております。56ページでございます。提供につきましては、情報提供ネットワークシステム、または専用線のみで行うこととしております。

31ページをごらんください。

「6. 特定個人情報の保管・消去」について、「①保管場所」、「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。「②保管期間」につきましては、期間は「20年以上」に変更となっております。妥当性の項目の「中間サーバーにおける保管期間」につきましては、記載のとおりとなっております。「③消去方法」についてですが、当広域連合において、標準システム上では事務に必要な期間が経過した時点で消去すること、保管期間経過後に中間サーバーからの適切な廃棄を行うこと、記録媒体を廃棄する場合はシュレッダー等により物理的に粉砕することを記載しております。

32ページをお開きください。

32ページから34ページまでは特定個人情報ファイルの記録項目を示した図となっております。

今回、追加となりました主なものについてでございますが、32ページ下のほうの枠で囲っております。情報連携関連情報、それから34ページの情報提供等記録項目、本人確認項目、これらが追加となっており、詳細につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、35ページをお開きください。

「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」及び「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」につきましては、不要な検索結果は速やかに削除する、対象者以外の情報入手が行われない、必要以外の本人確認情報の入手の防止等が追加となっております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

36ページをお開きください。

ページの中段から下、リスクの4「リスクに対する措置の内容」といたしまして、当広域連

合におきましては、標準システムには事務に関係のないアプリケーションをインストールしないことを追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、37 ページをごらんください。

「3. 特定個人情報の使用」リスク 2、表の真ん中にありますけれども、「権限のない者によって不正に使用されるリスク」におけるユーザ認証の管理の具体的な管理方法についてでございますが、当広域連合におきましては、中間サーバーを利用する職員等を限定し、ユーザ ID の共有を禁止し、ID の管理やパスワードの定期的な変更等による管理等を行うことを追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

38 ページをごらんください。

「アクセス権限の発効・失効の管理」の「具体的な管理方法」の項目でございますが、当広域連合においては、「(1) 発行管理」、「(2) 失効管理」といたしまして、中間サーバーを利用する職員のアクセス権限の登録・変更を行い、管理簿に記載することが追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。「アクセス権限の管理」の「具体的な管理方法」の項目についてでございますが、当広域連合におきましては、ユーザ ID やアクセス権限の登録や変更のたびに管理簿に記載・保管すること、また、パスワードを定期的に変更する等の内容を追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

39 ページをごらんください。

「特定個人情報の使用の記録」の「具体的な方法」の項目についてでございますが、当広域連合においては、定期的に中間サーバーの操作内容の記録を確認・点検を行うことを追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。ページの下段のほうにあります、「リスクに対する措置の内容」の「中間サーバーにおける措置」につきましても記載のとおりとなっております。

続いて、40 ページをお開きください。

「リスクに対する措置の内容」の項目の「標準システムにおける措置」についてでございますが、当広域連合においては、操作権限のない者がデータの書き込みを行う等ができないこと、ファイルのバックアップを行う端末を限定すること、バックアップファイルや記録媒体は暗号化や厳重な管理を行うことを追加しております。また、ページ中段にございます、「取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置」では、中間サーバーでファイル操作を行う職員を最小限に限定すること、及び記録媒体に情報をコピーする場合は事前に管理者の承認を得ること等を追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

41 ページをごらんください。

ページの中段にございます、「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の「具体的な制限方法」の項目でございますが、取りまとめ機関において行う措置については、委託先の職員に許可された業務内容のみ表示するよう中間サーバーで制御する、また、アクセス権限と事務の対応表の規定、パスワードの定期的な更新を追加しております。「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」の「具体的な方法」の項目ですが、「取りまとめ機関で行う委託業務における措置」については、記載のとおりとなっております。ページの一番下の「取りまとめ機関で行う委託業務における措置」についてですが、個人情報を第三者に漏らさないことを契約書に定め、特定個人情報を委託先から他へ提供させないことや不正な持ち出しの監視を追加しております。

続きまして、42 ページをお開きください。

広域連合と委託先とのルール内容及び遵守についてでございますが、「取りまとめ機関で行う委託業務における措置」としまして、業務委託完了後にすべて返却または消去すること、定期的な操作履歴のチェックにより不正な持ち出しを監視することを追加しております。一番下にあります、消去ルールの「ルール内容及びルール遵守の確認方法」の項目について、「取りまとめ機関で行う委託業務における措置」は、保存期間経過後は当広域連合にて適切に廃棄等を行うことを追加しております。

43 ページをごらんください。

ページ上段の契約書の「規定の内容」と下段の再委託先における取り扱いの「具体的な内容」の項目につきましては、取り扱い場所の限定と明確化、漏えい・滅失・棄損・改ざん等の防止策の義務づけ等が追加となっております。

44 ページをごらんください。

ページ中段から下段のリスク 2 及びリスク 3 の「リスクに対する措置の内容」についてですが、標準システムに事務に関係のないアプリケーションをインストールしないことを追加しております。

45 ページをごらんください。

情報提供ネットワークシステムとの接続によるリスクについて、49 ページまで新規の追加となっております。

まず、リスク 1 「目的外の入手が行われるリスク」の「リスクに対する措置の内容」についてでございますが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、情報照会は統合専用端末のみ可能となっており、データ自体も中間サーバーにおいて厳格な審査が行われており、目的外の情報照会はできないこととなっております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

リスク 2 「安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」の「リスクに対する措置の内容」についてですが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては安全性が保たれない方法による入手はできない仕組みとなっているほか、情報ファイルの仕様が規程されているため、その規程に基づいた情報のみを取り扱うことが追加となっております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、リスク 3 「入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」の「リスクに対する措置の内容」の「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、入手した特定個人情報は整合性のチェック等を行い、確認リストが出力された場合は必要に応じて再度、情報照会を行う等となっております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりです。

続いて、46 ページをお開きください。

リスク 4 でございます。「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、標準システムは専用線で市町村窓口端末と接続されていますが、通信には暗号化が行われ、ウイルス対策やファイアウォールを導入等により、漏えい・紛失のリスク対策を行っております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、47 ページをごらんください。

リスク 5 についてでございますが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、標準システムを使用した場合は操作履歴等の内容が記録されるため、操作者の特定が可能となっていること、当広域連合の個人情報保護条例により目的外使用を禁止していること等を記載しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、48 ページをお開きください。

リスク6でございますが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、リスク5と同様に、操作履歴の記録による操作者の特定、その他中間サーバーを経由しない方法で情報提供できない仕組み等の措置を行うこと、個人情報保護条例により目的外利用を禁止していること等を記載しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりです。

次に、リスク7でございますが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、リスク6と同様に、中間サーバーを経由せずに情報提供できない仕組みであること、ファイル仕様が規程されているため誤った情報を取り扱うことがないことを記載しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、49 ページをごらんください。

「統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策」といたしまして、当広域連合においては、情報の授受に係る業務を行う職員を限定し、ユーザIDによるアクセス権限の管理、電子記録媒体が使用できる端末の限定、端末の操作履歴の記録等の措置を記載しております。「中間サーバーにおける措置」については、記載のとおりとなっております。

50 ページをお開きください。

「⑤物理的対策」の「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。「⑥技術的対策」の「具体的な対策の内容」でございますが、「標準システムにおける措置」といたしまして、当広域連合においては、標準システムのサーバー及び端末はインターネット回線とは分離されていること、システム等のソフトウェア更新は随時行っていることを追加しております。「取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置」でございますが、統合専用端末はインターネット回線とは分離されていること、中間サーバー以外の端末に兼用できないことを追加しております。「中間サーバーにおける措置」につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、51 ページをごらんください。

リスク2の「特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク」についてでございますが、「取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置」といたしまして、当広域連合では、被保険者の資格情報等の新規登録、または情報更新があった際は、速やかに中間サーバーの情報を登録・更新することを追加しております。

続いて、52 ページをお開きください。

リスク3「特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」についてでございますが、「取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置」といたしまして、当広域連合では、登録された特定個人情報の消去の手順を追加しております。「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」についてでございますが、「運用上のルールによる措置」といたしまして、プリンタ・FAX等の出力用紙を放置しないこと、不要となった個人情報記載の用紙はシュレッダーで確実に処分すること、使用済みの記録媒体の粉碎・廃棄等、日常の業務上における措置について記載しております。また、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」につきましては、記載のとおり、対応手順を示しております。

53 ページをごらんください。

「②監査」につきましては、「取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置」といたしまして、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について定期的に行うことを追加しております。

57 ページから 65 ページにつきましては、ただいま御説明いたしました変更箇所を一覧で示

しているものとなっております。

最後になりますが、住民等からの意見等を募集するパブリックコメントにつきましては、当広域連合のホームページや市町村の後期高齢者医療窓口におきまして、本年1月20日から2月18日まで実施いたしました。意見等はございませんでした。

以上で、特定個人情報保護評価書の改訂案についての御説明を終わらせていただきます。

菊池会長 ただいまの説明に対して、委員のほうから質問等があればお願いします。

小久保委員 被保険者の資格というのは、例えば障害者とか、その資格のことでよろしいですか。障害者に認定されているという資格のことでしょうか。

嶋口事務局長 後期高齢の場合は、年齢到達で自動的に後期高齢者になりますし、あとそれ以外で障害者で認定を受けた方が後期高齢者医療の被保険者ということになりますので、大概の方は年齢到達によって被保険者の資格を取得するということになります。ですので、その際は住所ですとか、そういった情報が必要になってきます。

小久保委員 わかりました。内容に関する質問ですが、25ページの再委託先がさらに再委託する場合も同様とすると、要するに委託された人々がもう1回委託すると、そういうことが可能であるということが書かれていると理解しているのですが、これは最終的にだれが委託業務を受けているか、最後までたどれるということによろしいですよという確認です。

工藤総務課長 これは、最後まで委託先はたどることができます。基本的には国保連合会というところに委託をいたしますけれども、そこから特定の業者に委託をするということになって、委託に当たっては委託の承認申請という行為が伴います。ですから私どものほうでは、委託した先が再委託する場合、その承認申請に基づいて、そこがちゃんと情報管理をするかどうか、そういう資格を持っている業者かどうかというものを確認した後にその許可を出すということを行いますので。

小久保委員 ありがとうございます。では、さらに先に進みまして、31ページの保管期間は、定められていないが最大値なのですかけれども、この場合、もともとは何年で今回は何年に設定したのでしょうか。それとも今回はすべてこの期間をここに書く必要がありますかここに書いたものでしょうか。

服部主査 これは、もともと平成27年度の作成時点では定められていないという内容だったのですが、今回、国から評価書の改定案のひな形が提供された時点で20年以上ということで指定された形でありました。

小久保委員 ありがとうございます。では、さらに先に進みまして、35ページです。「あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。」とありまして、この場合のあいまい検索というのは具体的にどういうものなのでしょうか。例えば、さいとうさんという名前を検索すると漢字が非常に多様に存在すると、そういうあいまい検索なのか、それともこれは本当は個人番号で検索するからあいまいさはないという、その辺はどういう感じなのですかね。例えば、個人番号がわからないので教えてくださいという問い合わせだったら話はわかりますけれども。この場でわからなければ後日でも全然問題ないと思いますけれども。

野登業務課長 では、後日回答させていただくということでお願いします。

小久保委員 次はさらに進みまして、49ページにデータは使わなかったらすべて削除することと書かれてあるのですが、これは手動で削除するのですか。それとも自動で消されるのでしょうか。その辺を本日でなくても結構ですが、教えていただければ。

服部主査 作業する統合専用端末自体の機能がこういったものが実装されるのかといった部分の細かいところがまだわかりませんので、手動なのか自動なのかといったところについては今

の時点ではお答えする材料がない状態でございます。

小久保委員 はい、わかりました。私からの質問は以上ですけれども、いくつかそういうわけで確認しておいたほうがいいかなと思いました。ほかは特にございませんでした。

野登業務課長 ありがとうございます。

菊池会長 そのほかに質問はありませんか。

〔「特にありません」の声あり〕

菊池会長 それでは、この保護評価で妥当ということよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

菊池会長 それでは、第三者点検のところに本日実施した結果、妥当であるということで、この欄については私と事務局で最終的につめるということよろしいですか。

〔「よろしいです」の声あり〕

菊池会長 そのほかに意見はないでしょうか。特にないようですので、これで終了します。